

(廃棄物処理法の改善命令、措置命令)

問630 小売業者が引取りや引渡しを行っているものの、適正な方法で行っていない場合はどうなるのか。

答630 小売業者の引取り・引渡しは、廃棄物処理法での廃棄物の収集及び運搬に該当し、廃棄物処理基準等の規定の適用になる。

小売業者が、家電リサイクル法に定めるところにより、排出者からの引取り、製造業者等への引渡しを行っている場合であっても、その収集運搬の方法が廃棄物処理法の廃棄物処理基準に抵触したり、生活環境保全上支障が生じるものである場合、廃棄物処理法の規定により都道府県知事又は市町村長の改善命令、措置命令の対象となる。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

第8節 家電リサイクル法に係る産業廃棄物収集運搬業

(家電リサイクル法に係る産業廃棄物収集運搬業の許可)

問631 (1) 小売業者から運搬の委託を受け、小売店から指定引取場所へ運搬するという事業計画で許可申請する場合、産業廃棄物収集運搬業許可申請として取扱ってもよいか。

(2) 一般家庭からの対象品目を指定引取り場所へ運搬するという事業計画で許可申請する場合、産業廃棄物収集運搬業許可申請として取扱ってもよいか、また、処分先施設の整備状況が不明な段階で許可を行ってもよいか。

(3) 指定引取り場所は廃掃法上の保管基準等、規制は受けるのか。

(4) 指定引取り場所における調査権限は、当該所在地所轄の産業廃棄物部局にあるのか。

(5) 家電4品目については、あくまでも一廃である。しかし、実際には市町村で一廃の許可を新たに取得する事は難しい。そういった背景から、特例を目的とした産廃処理業としての申請が相次いでいる。

答631 (1) 特に排除することはできない。許可することができる。

(2)・(3)・(4) 家電リサイクル法関連では許可、マニフェストに特例があるだけで、そのほかについて(例 立ち入り検査権限、報告徴収を求める権限など)規定は廃掃法による。

(5) 実態として一廃の許可は限定的に運用されており一廃の許可が取れないことは理解している。正式な手続きをふまえている以上、申請を認めないのは難しい。

(近畿ブロック平12)

第9節 製造業者等

(製造業者の定義)

問632 誰が製造業者等となるのか。